

光が丘地区連合協議会規約細則

2019年5月18日 改定版

(細則の目的)

第1条 この細則は、光が丘地区連合協議会規約(以下、規約という)の第29条に基づき、協議会の運営及び施行に関する必要事項を定めることを目的とする。

(規約第4条による区民防災組織の取扱い)

第2条 規約第25条4の分担金を免除されている区民防災組織にあつては、総会及び幹事会に於ける議決権はないものとする。

2 前項に関わらず、分担金を負担した場合にはこの限りではない。

(規約第7条による業務委託)

第3条 規約第7条による業務委託は以下の通りとする

2 ホームページの維持管理

- 1) 役員会は、必要に応じ役員及び構成団体が推薦し、役員会が承認した者の中から、光連協のホームページを維持管理するサイト管理者としてその業務を委託することができる。必要に応じ随時罷免できる。
- 2) サイト管理者は毎期、サイトの管理のルール、及びホームページの維持管理の為に知り得た内容の秘守義務を含む業務委託契約書を役員会と締結する。
- 3) サイト管理者は、事務局の諸般の報告要請に対し応じること。
- 4) 役員会は、委託契約書通りサイト管理が履行されているか否か監査する。

3 渉外活動の囑託

- 1) 役員会は、役員の任期満了に伴い、当該役員の担当していた業務を引継ぐことが光連協にとって、著しく不利益となると認められる渉外活動について、当該業務を任期満了した当該元役員に役員会が必要と認める一定期間委嘱することが出来る。また役員会の議決により当該元役員の意向に関わらず委嘱を解くことができる。
- 2) 囑託された元役員者は毎期、知り得た内容の秘守義務を含む業務委託契約書を役員会と締結する。
- 3) 囑託された元役員者は、事務局の諸般の報告要請に対し応じること。

(規約第8条による総会の運営)

第4条 事務局長または当日司会者(以下単に事務局長という)は、出席者に対し議長に自薦を促し

- 1) 複数の自薦があつた場合、事務局長は総会参加者に問い、票数の多い自薦者を議長に任じる。
- 2) 誰もいない場合は、事務局長が総会参加者から指名し当該者の承諾の下、議長に任じる。
- 2 事務局長は、総会参加者から指名し当該者の承諾の下、書記に任じる。
- 3 総会の議事録は、書記が作成し、議長の承認後、速やかにHPに開示する。
- 4 修正動議の取扱いについて
 - 1) 委任状を認める総会では、予め通知した事項についてのみ総会に諮ることを原則とする。
 - 2) 修正動議を提案する場合は、出身母体の多数意見に限るものとする。
 - 3) 光連協は総会の議案書を2週間前に配付しているので、修正動議の提案は団体の代表が予め書面にて事務局に提出するものとする。
 - 4) 修正動議は、議案書に記載の議案(以下原案)にかかわる事項に限るものとする。
 - 5) 任意団体に鑑み、委任状を除いても総会の定足数を満たし、提出された修正動議が上記2)～4)の条件を満たすと総会に先立つ役員会が判断した場合に限り、当該修正動議を総会に諮ることができる。

- 6)議長は当該修正動議を先議し、その後、総会に提出された原案を審議しなければならない。
- 7)議長は、採決にあたり原案を先に採決し、その後当該修正動議を採決したいむね議場に諮り承認を得た上、議決することができるものとする。
- 8)上記2)、3)の条件を満たす修正動議が、原案にかかわりないと判断され、総会には諮られなかった場合、意見書として次期役員会へ申し送り、併せ役員会での検討結果を報告するものとする。（規約第14条による協議会の運営並びに役員構成・役割分担）

第5条 会長は、自治会系副会長から自治会部会の部長を指名し、管理組合系副会長から管理組合部会の部長を指名し、区民防災組織系副会長から、防災組織部会の部長を指名する。指名された副会長（もしもない場合には、役員の中から適任者）はそれぞれの部会の部長を兼務する。

2 会長、副会長、事務局長を除く担当役員の役割及び人数は以下の通りとする。

- 1)会計担当役員……1名
- 2)事務局担当役員…若干名
- 3)新年交流会担当役員…若干名（但し、そのうち1名を実行委員長とする）
- 4)専門委員会担当役員…若干名
- 5)光連協練馬区立公園管理委員会担当役員…若干名
- 6)都市計画問題担当役員…若干名
- 7)きずなサロン運営委員会…若干名

（規約第15条による幹事会の運営）

第6条 事務局は、定足数の確認をする。

2 事務局は、議事録を作成し議長（会長）の承認後、速やかにHPに開示する。

（規約第16条による事務局の運営）

第7条 事務局の業務は以下の通りとする。

- 1 総会議案書の作成
- 2 幹事会、役員会の議事録作成
- 3 役員会、幹事会及び総会の開催連絡、会場確保
- 4 広報、HPの維持管理、名簿管理、文書管理
- 5 次期役員への引継ぎ書の作成取り纏め他

（規約第17条による部会の運営）

第8条 部会の活動は、原則初期の活動計画に則り行う。

- 2 部長は、部会の議事録作成、文書管理の責を負う。
- 3 部長は議事録を承認後、速やかにそれぞれ自治会部会、管理組合部会、防災組織部会のHPに開示する。
- 4 部長は、5月の役員会には、来期活動計画案を提示しなければならない。

（規約第18条による委員会の運営）

第9条 委員会の活動は、活動計画に則り行う。

- 2 当該委員会担当役員は、他に適任者がいない場合は委員長に就任する。
- 3 委員長は、委員会の議事録作成、文書管理の責を負う。
- 4 委員長及び専門部会担当役員は、5月の役員会には、来期活動計画案を提示しなければならない。

（規約第19条による役員候補の選考基準）

第10条 委員会は、以下の選考基準を基に、候補者を選考する。

- 1)候補者の分譲・賃貸の居住形態や地域のバランスに努める。
- 2)規約第2条「目的」の達成のために、意欲的に協議会の業務遂行に努める人。

- 3) 協議会が取り組む課題に関し、豊富な知識・経験・資格等を有する人。
- 4) 現に、光が丘地区に在住している人。
- 5) 協議会の業務と関連する企業、団体に関係していない人。

2 委員会は、中長期的視野に立ち、人材の確保に努めなければならない。

(規約第20条による新年交流会プロジェクトの運営)

第11条 実行委員会は、必要に応じて、実行委員長が招集する。また、同委員会には、原則として会長・副会長・事務局長が同席する。

- 2 実行委員会は、新年交流会終了後、速やかに報告書を作成し役員会及び幹事会で報告するものとする。
- 3 招待者リストは、翌年のために整理し事務局に渡すものとする。

(規約第21条による光連協練馬区立公園管理委員会の運営)

第12条 委員会は、別途定める「光連協練馬区立公園管理委員会 会則」並びに練馬区との管理運営協定に従い運営する。

- 2 委員会は、公園清掃業務を希望する地域住民ボランティアの参加を促し、多くの住民が参加できるような途を開くよう努めなければならない。
- 3 委員会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。受託した公園清掃業務の会計は、光連協の一般関係と分別管理し、予算及び決算は、光連協定時総会の議案審議事項とする。

(規約第22条によるきずなサロン運営委員会の運営)

第13条 委員会は、別途定める「きずなサロン運営委員会運営細則」並びに「覚書」に従い運営する。

- 2 委員会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。運営委員会の会計は、光連協の一般関係と分別管理し、予算及び決算は、光連協定時総会の議案審議事項とする。

(周年積立金の積み立て時期)

第14条 周年行事準備金の積み立ては、総会后速やかに行うこと。

(活動費の使途について)

第15条 活動費は規約第6条の業務に資する外、光連協の設立趣旨に合致し光が丘で開催されるイベント等の主催団体(含む実行委員会等、以下同じ)から光連協に対し支援依頼があった場合、以下の要件を全て満たす主催団体に対し、光連協は1件当たり最高限度額10万円の協賛金を支出できるものとし、その金額は申請の都度、役員会で審議・決定するものとする。

- 1) 当該主催団体は、事前に文書にて趣意書(企画書、組織図、予定表、予算案等を含む)をもって光連協に申請すること。
- 2) 役員会において上記趣意書が承認されること。
- 3) 主催団体のパンフレットやチラシ等には、協賛:光が丘地区連合協議会を付記するものとする。
- 4) 当該主催団体は、イベント等終了後に報告書を提出すること。
- 5) 当該主催団体は、予定していたイベント等の企画の大幅な変更、または中止となった等、当初の趣意書通りに開催されなかった場合、光連協に顛末を文章にて報告するとともに協賛金を一部または全額返却するものとする。

(後援名義等について)

第16条 光連協の設立趣旨に合致し光が丘で開催されるイベント等に、当該主催団体(含む実行委員会等、以下同じ)から光連協に対し後援等の名義依頼の申請があった場合、申請の都度、役員会で審議・決定するものとする。

ただし、当該イベント等の後援者に東京都、練馬区、同教育委員会、同社会福祉協議会、光が丘消

防署、光が丘警察署等が含まれている場合、後援を認めるものとする。

(規約第28条による守秘義務)

第17条 規約第28条にいう許可無く開示してはならない情報のうち、個人情報とは、個人を特定できる、電話番号、メールアドレス、住所をいう。

2 構成団体に係わる情報とは、事務所、団体役員についての上記に準じた項目をいう。

3 光連協のHPの各専用頁記載の内容は、規約第28条にいう予め非公開と定められた会議等の情報に該当するものとし、一般公開している情報は除くものとする。

(規約第26条に基づく弔慰規定)

第18条 光連協関係者(光連協役員・構成団体代表者・幹事・専門委員会委員ならびに経験者等)には弔慰金等を贈らない。

2 弔慰金等は予備費から支出し、幹事会に報告する。

(施行)

第19条 本細則は、2006(平成18)年6月24日から施行する。

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| 1) 2007(平成19)年6月23日 | 第11条の改正 |
| 2) 2008(平成20)年6月29日 | 第9、10条の改正 |
| 3) 2009(平成21)年7月26日 | 第3、8、9、10、13条等の一部改正及び第11条の新設 |
| 4) 2012(平成24)年6月24日 | 規約第10条改正に伴う第3条の一部改正 |
| 5) 2013(平成25)年1月27日 | 一部改正 |
| 6) 2013(平成25)年6月30日 | 一部改正 |
| 7) 2014(平成26)年4月19日 | 細則第10条4)改定 |
| 8) 2016(平成28)年5月22日 | 細則第5条改定、細則14条変更(追記)、以降の条文番号変更 |
| 9) 2016(平成28)年8月28日 | 細則第15・16条追記、以降の条文番号変更 |
| 10) 2016(平成28)年11月27日 | 細則第4条3追記改定 |
| 11) 2019(令和元)年5月18日 | 細則第4条、同2)改定 |